

各団体への意見照会結果

令和 8 年 1 ～ 2 月にかけて、障がいの当事者団体・支援者団体、その他関係団体の計 22 団体を対象に行った意見照会でいただいた主なご意見と対応をまとめました。出席者名簿順に掲載しています。

1. 青森県ろうあ協会

(1) 条例の骨子（たたき台）への意見

① 目的

- ・ 誰一人取り残さない社会を作ることとを条例の目的に入れてほしい。
⇒ P. 8「1 目的」で「障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共にきらめくことのできる青森県づくりの推進」と規定し、「誰一人取り残さない社会」と同義と考えています。
- ・ 「すべての県民が障がいの社会モデルに基づく、障がいの特性や障がい者、情報アクセシビリティの保障及び意思疎通手段に対する理解を深めるとともに」

（目的と基本理念に追記希望）

⇒ 「情報アクセシビリティ」の定義は P. 11「2 定義 8」に、「情報アクセシビリティの保障」に係る施策・取組は P. 21「5-(2)-③」で規定しています。「障がいの社会モデル」は明文化していませんが、その趣旨を条例案全体に反映させています。

② 基本理念

- ・ 基本理念に障がいのある女性への複合的な差別についても盛り込んでほしい。
- ・ 障がいを理由とする差別の解消を図ること、も入れてほしい。
⇒ P. 12「3 基本理念(1)」で「多様な特性」に触れるとともに、P. 14「事業者の責務①」、P. 15「県民の責務①」、P. 17「5-(1)-②」の規定で対応しています。

③ 財政上の措置

- ・ 財政運営について、「努める」ではなく「講ずる」と明記してほしい。
⇒ 本県の条例はすべて財政運営について「講ずるよう努める」としているためそれに準じた記載としています。

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 定義も入れてほしい。東京都は「社会的モデル」を入れている。
⇒ 「障がいの社会モデル」は明文化していませんが、その趣旨を条例案全体に反映させています。
- ・ 令和 7 年 6 月に成立した手話施策推進法、9 月 23 日の手話の日のこ

とも明記してほしい。

⇒ 手話に特化した条例ではないため、本条例には明記していませんが、P. 21「5-(2)-③-ii」で手話言語条例の定めにより、意思疎通手段の利用や習得の促進、意思疎通手段を利用した情報の発信及び意思疎通支援者等の養成等を行うこととしています。

- ・ 宮下知事の公約集で「障がい者サポート運動の推進による理解の推進活動を展開します」と記載しているが、入れないのか。

⇒ 本条例は、今後の障がい福祉の推進に向けた施策・取組の方向性や県が目指す姿をお示しするものであるため、条例を踏まえた具体的な事業・取組については、別途個別に検討させていただきます。

- ・ 情報バリアフリー化に、国政選挙・県知事選挙の政権放送への手話通訳・字幕付与を入れてほしい。電話リレーサービスやヨメテルの制度周知・利用促進も入れてほしい。

⇒ 本条例は、今後の障がい福祉の推進に向けた施策・取組の方向性や県が目指す姿をお示しするものであるため、条例を踏まえた具体的な事業・取組については、別途個別に検討させていただきます。

2. 青森県重症心身障害児(者)を守る会

(1) 条例の骨子(たたき台)への意見

① 県民のすべきこと

- ・ 基本理念に対する理解を「自分ごととして捉え」深めるとともに…

⇒ P. 15「県民の責務②」で「積極的に関心と理解を深める」旨を規定しています。

- ・ 理解促進→…県民全体で「主体的に」取り組む…

⇒ P. 12「基本理念(1)」で「理解を県全体で深めること」を規定しています。

② 社会参加に向けた施策

- ・ 障がい者スポーツの推進→…スポーツを通じた障がいのある人とない人の相互理解の促進

⇒ P. 24「5-(2)-⑧」で、障がいの有無にかかわらず、県民が障がい者スポーツに親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、必要な施策を講ずることを規定しています。

- ・ 障がい者文化・芸術の推進→…文化活動を通じた[インクルーシブな]交流等の促進

⇒ P. 25「5-(2)-⑨」で、障がいの有無にかかわらず、県民が共に文化芸術活動に親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、必要な施策を講ずることと規定しています。

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 教職員等の専門職が、キャリアアップ研修等、資格や免許の更新のための必修の研修内容に、障がいの理解や支援のスキルについてを盛り込む。(研修制度の確立)

⇒ 本条例は、今後の障がい福祉の推進に向けた施策・取組の方向性や県が目指す姿をお示しするものであるため、条例を踏まえた具体的な事業・取組については、別途個別に検討させていただきます。

- ・ 県立のユニバーサル交流施設の各圏域複数ヵ所の設置（指定）

⇒ 本条例は、今後の障がい福祉の推進に向けた施策・取組の方向性や県が目指す姿をお示しするものであるため、条例を踏まえた具体的な事業・取組については、別途個別に検討させていただきます。

3. 青森県視覚障害者福祉会

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 県職員さんに対する障がい者への対応等の研修や講習会などを行っているようであるが、このような研修等が県内の各市町村の職員さんにも広がっていくとよいのではないか。

⇒ 県・市町村合同の新採用研修で、差別解消・意思疎通支援等に係る研修を実施しています。新条例制定後、研修内容を見直す予定です。

4. 青森県手をつなぐ育成会

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 今年は青森県で全国障がい者スポーツ大会が開催されますが、練習場所へのアクセスや移動支援が不十分で、家族の負担が大きい現状があります。スポーツや文化活動に誰もが参加できるよう、アクセシビリティの向上が必要です。

⇒ P. 20「5-(2)-②」で生活環境の充実について、P. 24「5-(2)-⑧-ii」で障がい者が障がい者スポーツに参加する機会の拡大について、P. 25「5-(2)-⑨-ii」で障がい者が文化芸術活動に参加する機会の拡大について規定しています。

5. 青森県精神障害者福祉事業者協会

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 障がい者同士の支え合い。ピアサポートの理念を盛り込んでもらいたい。この条例案はともに活躍するという雰囲気を感じない。障がい者はいつも支えられる側ではなく、ピアサポートという活動を通して自分たちの力を高め合っている。この活動を多くの人に知ってもらい、差別や偏見のない社会の実現に繋げてもらいた

い。

⇒ 障がいのある人もない人も共に活躍できる社会づくりとの趣旨で骨子案を作成いたしましたので、内容を御確認いただき、改めて御意見をくださいますようお願いいたします。

6. 青森県自閉症協会

(1) 条例の骨子（たたき台）への意見

① 理解促進の施策

- ・ 合理的な配慮の実施や差別解消…→合理的配慮という言葉が出てくる回数が少ない。

一般の方にはなじみのない言葉なので、※印等で解説をつけてほしい。

⇒ 「合理的配慮の提供」の定義は P. 10「2 定義 6」で、合理的配慮の提供に当たっての「建設的対話」の定義は P. 11「2 定義 7」で規定しています。また、合理的配慮の提供等に係る施策・取組は、P. 14「4-(2)-②」、P. 18「5-(1)-③」に規定しています。

② 社会参加に向けた施策

- ・ 教育の充実→表現が漠然としている。どのような状態を目指しているのかわかりにくい。支援員の配置も想定しているのか。

⇒ P. 23「5-(2)-⑥」で教育の支援体制の整備等について規定しています。また、本条例は、今後の障がい福祉の推進に向けた施策・取組の方向性や県が目指す姿をお示しするものであるため、条例を踏まえた具体的な事業・取組については、別途個別に検討させていただきます。

- ・ 障がい者文化・芸術の推進→スポーツだけでなく文化・芸術活動も障がい者と障がいのない人が一緒にできる活動があるので、そのことに言及して欲しい。

例：コーラス、楽器の演奏等

⇒ P. 25「5-(2)-⑨」で、障がいの有無にかかわらず、県民が共に文化芸術活動に親しみ、交流及び相互理解を深めることができるよう、必要な施策を講ずることと規定しています。

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 余暇を楽しむためのいろいろな支援。(移動や活動を支援するボランティアの養成等)

⇒ 本条例は、今後の障がい福祉の推進に向けた施策・取組の方向性や県が目指す姿をお示しするものであるため、条例を踏まえた具体的な事業・取組については、別途個別に検討させていただきます。

- ・ 「誰もが合理的配慮をすることで平等になる社会…」みたいな合理的配慮を条例案に入れてほしい。

⇒ 「合理的配慮の提供」の定義は P. 10「2 定義 6」で、合理的配慮の提供に当たっての「建設的対話」の定義は P. 11「2 定義 7」で規定しています。また、合理的配慮の提供等に係る施策・取組は、P. 14「4-(2)-②」、P. 18「5-(1)-③」に規定しています。

【以下は協議会構成団体以外からのご意見です】

7. 青森県難聴者・中途失聴者協会

(1) 条例の骨子（たたき台）への意見

① 各主体のすべきこと

- ・ 「すべての県民が障がいや障がいのあるすべての方に対する理解を深めるとともに、障がいのあるすべての方の社会参加を推進し、もって障がいのある方もない方も地域社会の中で共に安心して暮らせる共生社会づくりに寄与すること。障害者手帳のない人も網羅する内容としてほしい。

⇒ P. 9「2 定義 1」の「障がい者」に「手帳の有無により限定されない」旨を規定しています。

8. ME／CFS 支援ネットワーク（青森県難病団体連絡協議会）

(1) 条例の骨子（たたき台）への意見

① 各主体のすべきこと

- ・ 障がい者差別解消法を踏まえるのであれば、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮に関する環境整備を明記すべき。

⇒ 「合理的配慮の提供」の定義は P. 10「2 定義 6」で、合理的配慮の提供に当たっての「建設的対話」の定義は P. 11「2 定義 7」で規定しています。また、合理的配慮の提供等に係る施策・取組は、P. 14「4-(2)-②」、P. 18「5-(1)-③」に規定しています。

② 理解促進の施策

- ・ 条例制定の主旨が障がい者差別解消法の改正を踏まえてであることや、県では差別解消に関する条例の制定が未設定であることを踏まえると、「障がい者の権利利益の擁護」のための施策がなければ意味がないのでは。

⇒ P. 14「4-(2)-①」、P. 15「4-(3)-①」で事業者・県民の責務として、差別により障がい者の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨規定するとともに、P. 17「5-(1)-②」、P. 18「5-(1)-③」、P. 19「5-(2)-①」で障がい者の権利利益を擁護する施策等を規定しています。

③ 社会参加に向けた施策

- ・ 保健・医療の充実→難病で障がいのある方への支援の記述がない

- ⇒ P.9「2 定義 1」において、本条例では難病に起因する障がい者も対象となる旨を明記しています。また、P.23「5-(2)-⑤」で医療等を要する障がい者への支援を規定しています。
- ・ 障がい者文化・芸術の推進→スポーツに力を入れることは理解できるが文化等についてもスポーツと同レベルの記述が必要
- ⇒ P.24「5-(2)-⑧」、P.25「5-(2)-⑨」で障がい者スポーツの推進と文化芸術活動の推進に関する施策等について、同等の内容で規定しています。

9. 日本筋ジストロフィー協会県支部（青森県難病団体連絡協議会）

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 弱者を決して見捨てない、困っている人を皆で支え合う、そのような成熟した社会を願う県民の意識が、より高まっていくことを期待する。
- ⇒ そのような社会をめざし、条例を制定し、施策・取組を進めます。

10. 日本ALS協会県支部（青森県難病団体連絡協議会）

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を再確認いただき、神経難病患者も社会参加できる内容を加えていただきたい。（文字盤、意思伝達装置や携帯会話補助装置の啓蒙と普及）
- ⇒ P.21「5-(2)-③」で「青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の定めにより、意思疎通手段を利用した情報の発信等を行うこととしています。

11. 青森県精神保健福祉士協会

(1) 条例の骨子（たたき台）への意見

① 各主体のすべきこと

- ・ 事業者とはどこまでの範囲を指すのか？県内にある企業？法人？
- ⇒ P.9「2 定義 3」において規定しています。

② 理解促進の施策

- ・ 企業や会社における理解促進の項目を追加してはどうか。
- ⇒ P.18「5-(1)-③-i」において、「合理的な配慮の提供を的確に行うための関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備」を規定しています。
- ・ こころのバリアフリーに向けた取組みがない。生活環境の充実になるのか、新たな項目になるのか、メンタルヘルスの問題は、すべての県民に関係すること。

⇒ P. 17「5-(1)-①」で障がいに関する知識の普及啓発等の施策について規定しています。

③ 社会参加に向けた施策

- ・ ここでいう相談支援サービスの充実は何を指しているのか？また、障害福祉サービスとするのであれば、地域生活支援事業にかかるサービスは範疇にないのか？フォーマルサービスの充実だけでなく、インフォーマルのつながりが生活支援の充実につながるものでもある。

⇒ P. 19「5-(2)-①生活支援の充実」には、地域生活支援事業にかかるサービスやインフォーマルのつながりも含むものと想定しています。

12. 青森県社会福祉士会

(1) 条例の骨子（たたき台）への意見

① 理解促進の施策

- ・ 学校教育における理解促進について、障がいの有無、性的マイノリティ、国籍等の違いを包摂する教育システムとしてのインクルーシブ教育（包摂教育）導入への環境整備。

障がい者に対する理解が得られないのは、子どもの時から分けられて教育を受けているため。学校側の導入のハードルは高いだろうが、条例なので理想は高く、理念として掲げて良いのでは。

⇒ P. 23「5-(2)-⑥-ii」でインクルーシブ教育の実現に向けた支援体制の整備について規定しています。

13. 青森県理学療法士会

(1) 条例の骨子（たたき台）への意見

① 社会参加に向けた施策

- ・ 障がいの「重度化予防」「二次障害予防」のため、必要な医療支援が遅延無く適切なタイミングで介入できる視点が入った文言が望ましいと考える。

⇒ P. 23「5-(2)-⑤-ii」で医療、福祉、保健等の他職種連携について規定しています。

14. 青森県作業療法士会

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 合理的配慮については障がいの状態もあると思う。実践につながるためにはサポートが必要と思うので、具体的な相談窓口があると思う。合理的配慮を実効性あるものとするため、障がい種別を問わず相談でき、必要に応じて専門職へつながる相談体制の明確化が重要と考えます。

⇒ 県が設置している障害者差別解消相談窓口について、P. 17「5-(1)-②-ii」に規定しています。

- ・ 意思疎通支援やコミュニケーション支援を合理的配慮の重要な要素として位置づけ、支援体制の充実が図られることを期待します。

⇒ P. 21「5-(2)-③」において規定しています。

15. 青森県医師会

(1) 条例の骨子（たたき台）への意見

① 定義

- ・ 対象としている「障がい」、「障がい者」の定義が不明瞭なので必要最低限の定義が必要。身体の障がい、精神的障がい、いずれも含むのでしょうか？

⇒ P. 9「2 定義 1」において規定しています。

16. 青森県歯科医師会

(2) 条例に盛り込んでほしい内容・アイディア

- ・ 共生社会の定義、さらには不当な差別の禁止とそれぞれの状況に応じた合理的配慮の提供について

⇒ P. 8「1 目的」で共生社会のイメージについて記載しています。

P. 14「4-(2)-①」、P. 15「4-(3)-①」で事業者・県民の責務として、差別により障がい者の権利利益を侵害してはならない旨を規定するとともに、P. 17「5-(1)-②」で障がい者の権利利益を擁護する施策等を規定しています。

17. 青森県看護協会

(1) 条例の骨子（たたき台）への意見

① 目的

- ・ 障がい者に対する理解を深める⇒多様な特性を持つ人々への理解を深める（ノーマライゼーションの考え方）

⇒ P. 12「3 基本理念(1)」に「多様な特性を持つ人々…理解を県全体で深めること」と規定しています。

② 基本理念

- ・ 障がい者⇒多様な特性（発達障害も入っているイメージであること）

⇒ P. 9「2 定義 1」、P. 12「3 基本理念(1)」により対応しています。

- ・ すべての障がい者⇒障がいの有無にかかわらず

⇒ P. 12「3 基本理念前文」において対応しています。